

3つの魅力がワンパッケージ

貯蓄

融資

保障

- 加入できる方(加入者=掛金払込者)
商工会の会員、その家族および従業員
- 保障の対象となる方(被保険者)
満5歳6ヵ月～満65歳5ヵ月までの健康な方
- 加入期間
10年間
- 加入口数(掛金は1口につき2,000円)
被保険者1人につき30口まで

2 融 資

加入後6ヵ月以上遅滞なく掛金の払込みを継続されますと、融資のあっせんを受けることができます。

※業況等により融資金額を減額または融資をお断りすることもあります。

《融資限度額》

資金用途	返済期間	貸付限度額(口数倍)
運転資金	7年	1口100万円以内 最高1,000万円
設備資金	10年	1口200万円以内 最高2,000万円
生活資金	3年	1口 40万円以内 最高 200万円

ただし、運転・設備および生活資金を併せて2,000万円を限度とします。

《融資利率》

●運転資金・設備資金

1年以内	短期プライムレート △0.1%
1年超3年以内	短期プライムレート
3年超	短期プライムレート +0.175%

ただし、ご融資金額が貯蓄積立金の範囲内、または山梨県信用保証協会保証付(別途、保証料年1.15%以下)の場合は上記利率から0.4%引き下げます。

●生活資金

3年以内	短期プライムレート +0.3%
------	-----------------

《融資窓口》

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫
山梨県民信用組合・都留信用組合の各本支店

※詳しい内容については、別紙『融資のご案内』をご覧ください。

1 貯 蓄

《貯蓄積立金および利息》

毎月の共済掛金(1口2,000円)から、年1回、生命保険、交通事故傷害保険の保険料(相当額)および経費(手数料)が差し引かれ、共済掛金の大部分が貯蓄積立金となります。

この貯蓄積立金に対して、1年経過後から市中銀行の1年定期預金と同等の金利で利息がついて、毎年貯蓄積立金に繰り入れられ、満期まで複利計算いたします。

《貯蓄積立金の返戻》

満 期……10年間の貯蓄積立金に満期配当金を加算してお返しいたします。

中途解約……被保険者が亡くなられた等、途中で共済を解約される場合、それまでの貯蓄積立金はお返しいたします。なお、保険契約については保険料を払い込んだ期間は有効です。

共済掛金

− 保険料(相当額)
− 経 費(手数料)

= 貯蓄積立金

貯蓄積立金は定期預金(期間1年)として県内の金融機関に預けております。

